

聖籠町告示第37号

聖籠町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱を次のように定める。

平成28年4月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、環境保全型農業直接支払交付金交付事業により、町長が予算の範囲内で交付する交付金の手続等に関し、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知。以下「国要領」という。）、新潟県環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け農園第12号。以下「県要領」という。）及び聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付額)

第2条 町長は、聖籠町内で国要領に規定する対象活動を行った農業者団体等（以下「対象者」という。）に対し、その取組面積に応じて国要綱、国要領及び県要領に規定する額を交付するものとする。

(交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする対象者は、交付申請書を別に定める日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 町長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付金の交付の可否を決定するものとする。

(実績報告)

第5条 交付金の交付決定を受けた対象者は、国要領に規定するところによりその実績を別に定める日までに町長に報告しなければならない。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。